



令和7年度 田村市高齢者 高齢者健康長寿 サポート事業のご案内



高齢者の健康増進及び外出機会の増加による社会参加を促進することを目的に、市内の入浴施設や運動施設の料金、タクシー運賃等の支払いに使用できる「**高齢者健康長寿サポート事業利用券**」を申請により交付します。申請方法等については、下記をご覧ください。



対象者

市内に住所を有する70歳以上の方

今年度内に70歳となる昭和31年4月1日までに生まれた方も対象になります。
※誕生日の前でも申請することができます。

交付内容

※申請時期によって交付枚数が異なります。

- ① 9月までに申請した場合 5,000円分 (200円×10枚、300円×10枚)
- ② 10月から翌年3月までに申請した場合 2,500円分 (200円×5枚、300円×5枚)

申請方法

(申請は一人1回まで)

- ・申請窓口 ▶ 市役所1階高齢福祉課または最寄りの行政局・出張所
- ・申請期間 ▶ 4月21日(月)から令和8年3月31日(火)
※平日の午前8時30分～午後5時
- ・提出書類 ▶ 窓口備付又は裏面の申請書に記入のうえ、マイナンバーカードや運転免許証など対象者本人の確認書類を提示し申請してください。
※代理申請の場合は、窓口備付の委任状または対象者本人の確認書類をご持参ください。

利用期間

4月21日(月)～令和8年3月31日(火)

利用できる施設・事業者

日帰り入浴施設

・星の村ふれあい館、老人憩の家針湯荘、老人憩の家寿楽荘、神田の湯、スカイパレスときわ、常葉老人福祉センター
四季の宿天瑞、あぶくま高原の宿開宝花の湯、富士の湯



運動施設

- ・スポーツクラブコムスポ
- ・田村市運動公園運動教室
- ・APスポーツ
- ・田村市パークゴルフ場



新規
R7～

観光施設

- ・あぶくま洞
- ・星の村天文台



新規
R7～

はり、きゅう、あん摩マッサージ 指圧及び柔道整復師の施術

- ・佐藤鍼療院
- ・宇佐美整骨院
- ・熊田鍼灸整骨院
- ・関口接骨院
- ・あんどう鍼灸マッサージ院
- ・移指圧治療院
- ・大河原接骨院
- ・健康堂治療院
- ・げんじろう針灸接骨院
- ・浜田接骨院
- ・はり、マッサージ佐久間治療院
- ・藤井接骨院
- ・訪問マッサージつばさ
- ・わたなべ接骨院



新規
R7～

生涯学習活動

- ・たむら市民大学たまり
- ・文化センター自主文化事業



タクシー/デマンドタクシー

- ・はばタクシー
- ・ほていやタクシー
- ・田村らくらくタクシー



※料金、営業時間、利用方法等は各事業者にお問い合わせください。また、取扱事業者の施設等では、当該事業の申請や交付はできませんので、上記の申請窓口でお手続きください。
※利用券を一度に複数枚使用することができます。なお、料金が未満の場合は釣銭がありません。

取扱事業者の募集

市では、当該事業を通じて高齢者の健康長寿につながる事業を実施する事業者を募集しています。詳しくは、市ホームページまたは右記のQRコードからご確認ください。



田村市

問い合わせ先：田村市役所 保健福祉部 高齢福祉課 TEL：82-1115

様式第1号（第3条関係）

田村市高齢者健康長寿サポート事業利用券交付申請書

令和 年 月 日

田村市長 様

田村市高齢者健康長寿サポート事業実施要綱第3条の規定に基づき、次のとおり申請します。
なお、利用者要件について、住民基本情報等の閲覧を承諾します。

申請者	ふりがな		性 別	男 ・ 女
	氏 名		生 年 月 日	T S 年 月 日
	住 所	田村市 (電話番号)		
代理人	氏 名		申請者との関係	夫 ・ 妻 ・ 子 ・ その他 ()
	住 所	※申請者と同じ場合は省略可 (電話番号)		

※次の欄は記入しないでください。

市役所記入欄

令和 年 月 日		交付番号	担当者確認
田村市高齢者健康長寿サポート事業利用券の交付は （適当・不適当）と認める。		7-	
本人確認書類	マイナンバーカード・資格確認証・運転免許証 ・その他（ ）		